

浜松市環境教育推進ネットワーク規約

第1章 総則

第2章 会員

第3章 会議

第4章 事務局

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浜松市環境教育推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、浜松市環境基本計画に基づき、浜松市における環境教育や環境保全活動の推進に向けて、市民、市民団体、事業者、学校、行政機関等（以下、市民団体、事業者、学校、行政機関等を併せて「団体等」という。）の各主体が連携を促進するとともに、協働して取組や情報共有等を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 環境教育や環境保全活動の推進に関する情報・意見交換。
- (2) 環境教育や環境保全活動の推進に関する啓発活動の実践や情報の発信。
- (3) 会員間の相互連携の促進。
- (4) 環境教育や環境保全活動の推進のための支援。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項。

第2章 会員

(会員)

第4条 ネットワークは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人及び団体等で組織する。ただし、ネットワークの目的に反するおそれがあるものを除く。

- (1) 第2条の目的に賛同し、環境教育又は環境保全活動に意欲があること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 住居、事務所等の所在地が浜松市内にあること。

イ 浜松市内における環境教育又は環境保全活動の活動実績があること。

(入会)

第5条 ネットワークに入会しようとする者又は団体等は、ネットワーク入会申込書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、浜松市環境学習指導者要綱（以下「要綱」という。）に規定する環境学習指導者（以下「指導者」という。）の登録をネットワークの入会と併せて申込みする者又は団体等は、指導者の登録の申請をもってネットワーク入会の申込みとみなす。

(会費)

第6条 ネットワークは、原則として会費は徴収しない。

(退会)

第7条 会員は、ネットワーク退会届出書（第2号様式）を会長に提出することにより、ネットワークを退会することができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が個人の場合は、その個人が死亡したとき。

(2) 会員が団体等の場合は、その組織が解散又は消滅したとき。

(登録事項の変更)

第8条 会員は、ネットワークの会員の登録事項に変更が生じたときは、ネットワーク会員登録事項変更届出書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。ただし、連絡先については事務局への報告により変更できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指導者に登録している会員は、要綱第7条の手続きをもって、ネットワーク会員登録事項変更届出書の提出とみなす。

(取消)

第9条 会長は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、会員の登録を取り消し、ネットワーク会員登録取消通知書（第4号様式）により会員に通知するものとする。

(1) 会員が第4条に規定する要件に該当しないと認められるとき。

(2) 会員によるネットワークの名誉を毀損又は信用を失墜させる行為があったとき。

第3章 会議

(運営委員会)

第10条 ネットワークでは、第3条に規定する活動及びネットワークの運営に必要な事項を審議し、決定するため、会員の中から別表に掲げる委員をもって構成する運営委員会を設置する。

2 運営委員会では、委員の中から次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

3 役員は、運営委員会において互選により選出する。

4 会長は、運営委員会を代表するとともに、ネットワークを代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員が在任期間中に職務を辞任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第12条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を開催することができる。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむをえない理由により会議に出席できない委員は、表決を議長に委任し、又は所属団体等の構成員に代理出席及び表決を委任することができる。この場合において、当該委員は、会議

に出席したものとみなす。

5 議長が必要と認めるときは、有識者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第13条 ネットワークでは、必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第14条 本規約において定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会における協議によって決定する。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 ネットワークの事務局は、浜松市環境部環境政策課に置き、ネットワークの運営に係る事務連絡及び庶務事項を行う。

附 則

この規約は、平成25年3月19日から施行する。

この規約は、平成31年3月25日から施行する。

この規約は、令和2年7月28日から施行する。

この規約は、令和6年3月19日から施行する。

この規約は、令和7年2月18日から施行する。

別表（第10条関係）

委員氏名	所属等
荒巻 太枝子	(学校法人早出学園早出幼稚園) 【学 校】
飯尾 美行	(静岡県立浜松城北工業高等学校) 【学 校】
中村 俊哉	(学校法人常葉大学健康プロデュース学部) 【学 校】
高根 美保	(NPO 法人エコライフはままつ) 【市民団体】
窪田 茂樹	(NPO 法人はまなこ里海の会) 【市民団体】
清水 良和	(浜松市地球温暖化防止活動推進員) 【市 民】
寺田 智成	(浜松市環境学習指導者) 【市 民】
村田 昌樹	(OM ソーラー株式会社) 【事 業 者】
浜松市教育委員会学校教育部教育センター所長	【行 政】
浜松市環境部環境政策課長	【行 政】

第1号様式（第5条関係）

ネットワーク入会申込書

年 月 日

（あて先）浜松市環境教育推進ネットワーク 会長

個人の場合 氏名

団体の場合 団体名

代表者氏名

規約第2条に掲げる浜松市環境教育推進ネットワークの目的に賛同し、入会を希望するため、次のとおり申込みます。

記

※ 個人の場合は、①及び③～⑩を記入してください。

※ 団体の場合は、②～⑩を記入してください。

①個人		②団体等			
ふりがな		ふりがな			
氏 名		名 称			
生年月日	年 月 日	代表者			
環境関連の 所属団体等		担当部署等 担当者名			
		構成人数	人	設立年	年
③住所	※個人の場合は、 下記のどちらかに ○をつける (自宅・職場等)	〒			
④連絡先		TEL			
		FAX			
⑤氏名（名称）、 連絡先を会員間 で共有すること の諾否	同意する ・ 同意しない ※ 加入者の氏名（名称）、連絡先は会員間で共有することを原則とします。なお、加入者の氏名（名称）は公表します。				

※ ⑥～⑩は環境教育・環境保全活動に取り組んでいる場合は記入してください。

⑥活動目的・概要	
⑦主な活動場所	
⑧広報媒体 (ホームページ等)	
⑨環境関連の 連携団体	
⑩直近の活動実績	
⑪今後取り組みたいこと	

第2号様式（第7条関係）

ネットワーク退会届出書

年 月 日

（あて先）浜松市環境教育推進ネットワーク 会長

個人の場合 氏名

団体の場合 団体名

代表者氏名

浜松市環境教育推進ネットワークを退会したいので、次のとおり届け出ます。

記

退会する者	
退会理由	

第3号様式（第8条関係）

ネットワーク会員登録事項変更届出書

年 月 日

（あて先）浜松市環境教育推進ネットワーク 会長

個人の場合 氏名

団体の場合 団体名

代表者氏名

浜松市環境教育推進ネットワークの会員登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

記

登録事項	変更前	変更後

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

浜松市環境教育推進ネットワーク
会長

ネットワーク会員登録取消通知書

浜松市環境教育推進ネットワーク会員の登録の取り消しについて、次のとおり通知します。

記

取り消しを 受ける者（団体）	
登録取消日	年 月 日
取消理由	